

碧南市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月29日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 加藤 厚 雄

令和5年度
定期監査報告書

保育園
幼稚園
小学校
中学校
公民館

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 保育園 日進保育園、鷺塚保育園
- (2) 幼稚園 棚尾幼稚園
- (3) 小学校 中央小学校、大浜小学校、西端小学校
- (4) 中学校 新川中学校、東中学校、西端中学校
- (5) 公民館 棚尾公民館、大浜公民館

3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年8月31日まで

4 監査の実施期間及び場所

監査対象施設	実施日	実施場所
日進保育園、棚尾幼稚園、棚尾公民館	令和5年10月3日	現地
中央小学校、西端中学校	令和5年10月5日	
大浜小学校、新川中学校、大浜公民館	令和5年10月6日	
西端小学校、東中学校、鷺塚保育園	令和5年10月12日	

5 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

6 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、施設長等の説明を聴取して監査を実施した。

備品の管理状況について、管理台帳より抽出した数点について調査した。

各小中学校における毒物劇物については、事前に現状の管理状況を確認した上で監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

(1) 支出事務について

小中学校の委託事業における支出について、請求から支払いまで3か月を超えているものがある。政府契約の支払遅延防止等に関する法律（支払遅延防止法）により支払時期が定められているため、適正な処理をされたい。

(2) 毒物劇物の管理について

受払簿の記載と実際の在庫量が合っていないものがあった。毒物劇物の管理では、盗難・紛失等はあるべきではないことであるので、複数人でのチェックをする等、適切な管理をされたい。